

令和2年5月7日

保護者 各位

福島県立会津工業高等学校長

臨時休業の延長について

標記の件につきまして、令和2年4月28日付けで、福島県教育委員会教育長より通知がありました。については、下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解のうえ、本校教育にご協力賜りますようお願いいたします。

記

- 1 **休業延長期間** 令和2年5月7日（木）～当面の間
再開の時期については、知事からの学校の休業要請解除後1週間以内を目安に決定し、お知らせすることとなります。

- 2 **家庭学習について**

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やホームページ等を活用した課題の提示等、一斉メール等による教材指示や課題の連絡を行い、適切な家庭学習を行います。その際、生徒の家庭学習が円滑に進むよう、ご家庭のご協力をお願いいたします。

- 3 **登校日の設定について**

家庭学習を課すことに加えて、生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、生徒等の健康観察を適切に行う観点から、生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。）を適切に設定することも考えられます。その際には、生徒等を分散して登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じます。

本校では、臨時休業中、毎週木曜日を登校日とし、次のとおり各クラス前半と後半に分散して登校させます。

- (1) 前半 9:00～9:40 LHR 10:00 放課
- (2) 後半 13:00～13:40 LHR 14:00 放課

- 4 **生徒の健康観察について**

家庭等での健康観察について次のとおり対応してください。

- (1) 登校前に家庭で検温し、発熱、せき症状等があれば登校を控える（出席停止）
- (2) 自宅での検温ができない場合や、登校後発熱等のが見られた場合は、保健室前で検温し異常がある場合には早退する
- (3) マスク着用の奨励、手洗いの励行

- 5 **心のケアや規則正しい生活習慣・体力向上等について**

生徒の生活習慣の乱れや運動不足が懸念されることを踏まえ、生活習慣改善にむけた取組を推進するとともに、3密を避けながら運動する機会を意図的に設定してください。また、毎週木曜日の午後にスクールカウンセラーが来校しますので不安や悩みは一人で抱え込まず相談してください。

- 6 **感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の未然防止**

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を習得し、感染者、濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別が生じないようにご理解とご協力をお願いいたします。

(事務担当 教頭 電話(0242)27-7456)